

足場の組立て等特別教育のご案内（1月）

労働安全衛生規則の改正により、事業者は平成27年7月1日から足場の組立、解体及び変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならなくなりました。

1 開催日時及び場所

- (1) 令和4年1月31日（月） 午前9時00分より
(2) スキルアップセンターとまこまい
(苦小牧市新開町4-6-12 TEL 0144-55-6622)

2 講習科目及び時間割

科 目	講 習 時 間
1. 足場及び作業方法に関する知識	3時間00分
2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
3. 労働災害の防止に関する知識	1時間30分
4. 関係法令	1時間00分
合 計	6時間

3 受講費用

7,500円（受講料6,600円 テキスト代900円）

申込期間終了後は、受講取りやめても受講料、テキスト代は返金いたしませんのでご了承下さい。

4 申込方法及び注意

- (1) 所定の受講申込用紙に必要事項を記入し、写真(3.0cm×2.5cm)※を2枚と、受講料を添えて、スキルアップセンターとまこまいへ申し込むこと。

※写真は、無帽・上半身正面・背景なしで撮影した鮮明なもの。

ポラロイド写真、昇華型のプリンターで印刷した写真は不可。

- (2) 講習当日は筆記用具を持参してください。

5 申込期間及び定員

令和3年11月12日（金）～令和4年1月21日（金）まで。

ただし、定員（30名）になり次第締め切ります。

また、受講申込みが5名未満の場合は中止となります。ご了承下さい。

～参考～ 厚生労働省のお知らせから抜粋

★足場の組立て、解体、または変更のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上や堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

★次に該当する方は、特別教育の全部を省略することができます。

1. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
2. 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了したか方、居住システム系建築科または、居住システム系環境科（高度職業訓練）をした方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
3. とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

